

伊丹市国民健康保険運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、伊丹市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき伊丹市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 一部負担割合に関する事項。
- (2) 保険税の賦課方法に関する事項。
- (3) 給付期間に関する事項。
- (4) その他の給付の種類および内容に関する事項。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項。

(招集)

第3条 協議会は会長が招集する。ただし、委員定数の3分の1以上の者から協議会招集の請求があつた場合は、協議会を開かなければならない。

2 会長は、協議会を招集するときは、市長に通知しなければならない。

(会議の成立)

第4条 協議会は、条例第2条各号に規定する委員が出席し、かつ、委員総数の2分の1以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第5条 会長は、会議の議長として協議会の議事を統理する。会長事故あるときは、会長職務代理者が之を代行する。

(採決)

第6条 協議会の議事は出席委員の過半数で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の場合議長は委員として議決に加わることはできない。

(資料の提出)

第7条 会長は、職務遂行上必要な資料の提出を市長に要求することができる。

2 前項の要求があつた場合は、市長はこれに応じなければならない。

(会長及び委員の辞任)

第8条 委員が辞任しようとするときは、市長の承諾を得なければならない。

2 会長がその職を辞任しようとするときは、協議会の同意を得なければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和34年8月1日から施行する。

付 則 (昭和38年7月3日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。